第二百十六条中「第十七条第一項、第二項及び第四項（登記申請の方式）、第十八条」を「第十七条」に改め、「第十九条の三まで（」の下に「登記申請の方式」を加え、「、第二十条第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に、「登記）並びに」を「登記）、」に、「第百四十八条」を「第百三十七条」に、「職権抹消」を「職権抹消）並びに第百三十九条から第百四十八条まで（」に改め、「において」の下に「、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と」を加え、「第十七条第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と、同法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「日本国内の事務所」を「第十九条の三中「この法律」とあるのは「保険業法」に改め、「設置」と」の下に「、同項第四号中「会社法第九百三十九条第二項」とあるのは「保険業法第二百十七条第一項」と」を「、同項」と」の下に「、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「保険業法（平成七年法律第百五号）第二百十六条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「保険業法第二百十六条において準用する商業登記法第百四十五条」と、同法第百四十八条中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「外国相互会社に関する登記」と」を加える。

第二百七十一条の十九の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第十二条第二項の規定は、保険持株会社の取締役、執行役又は監査役について準用する。

第二百七十二条の三十三第一項第一号ハ(3)中「うちに」の下に「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者」を加え、第三百三十一条第一項第二号若しくは第三号」を「第三百三十一条第一項第三号」に改める。

第二百七十二条の三十六第一項第四号中「指名委員会等設置会社」の下に「（指名委員会等を置く株式会社をいう。）」を加える。

第三百三十三条第一項中「第五百二十五条第一項」の下に「（清算人代理）」を、「第五百二十七条第一項」の下に「（監督委員の選任等）」を、「第五百三十三条」の下に「（調査委員の選任等）」を、「民事保全法第五十六条」の下に「（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託）」を、「第九百六十条第一項第五号」の下に「（取締役等の特別背任罪）」を、「第九百六十七条第一項第三号」の下に「（取締役等の贈収賄罪）」を、「、事務を承継する社債管理者」の下に「、社債管理補助者、事務を承継する社債管理補助者」を加え、同項第六号中「読み替えて」を削り、同項第十八号を同項第十八号の三とし、同項第十七号の二中「第五十三条の二第五項」を「第五十三条の二第六項」に改め、同号を同項第十八号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

十八　第五十一条の二の規定に違反して、社外取締役を選任しなかったとき。

第三百三十三条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する会社法第三百二十五条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置（第四十一条第一項及び第四十九条第一項において準用する同法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。）をとらなかったとき。

第三百三十三条第一項第二十号中「含む。）」の下に「、第五十三条の三十八において準用する同法第四百三十条の二第四項（第五十三条の三十八において準用する同法第四百三十条の二第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二十五号中「第七百十四条第一項」の下に「（第六十一条の七の三第六項において準用する同法第七百十四条の七において準用する場合を含む。）」を、「社債管理者」の下に「若しくは社債管理補助者」を加え、同項第三十一号中「第二百七十一条の十九の二第三項」を「第二百七十一条の十九の二第四項」に改め、同項第四十五号中「。次号において同じ」を削る。

附則第一条の二の十四第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条　この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の保険業法（以下この条において「旧保険業法」という。）第三十九条第三項又は第四十六条第三項の規定による請求については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前にされた旧保険業法第四十一条第一項若しくは第四十四条の二第三項においてそれぞれ読み替えて準用する旧会社法第三百十条第七項又は旧保険業法第四十一条第一項若しくは第四十九条第一項においてそれぞれ読み替えて準用する旧会社法第三百十一条第四項若しくは第三百十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

3　施行日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の保険業法（以下この条において「新保険業法」という。）第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「、第三百十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百二十五条の五第二項」とあるのは「並びに第三百十八条第四項」と、「及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く」とあるのは「を除く」とする。

4　この法律の施行の際現に存する監査役会設置会社（新保険業法第三十条の十第四項に規定する監査役会設置会社をいい、新保険業法第五十一条の二ただし書に規定するものを除く。）については、同条本文の規定は、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の終結の時までは、適用しない。

5　新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

6　この法律の施行前に相互会社と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（保険業法第五十三条の三十三第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

7　この法律の施行前に旧保険業法第六十一条に規定する事項の決定があった場合におけるその募集社債の発行の手続については、新保険業法第六十一条第七号の二及び第八号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8　この法律の施行の際現に存する社債であって、社債管理者を定めていないもの（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により社債管理者を定めないで発行された社債を含む。）には、新保険業法第六十一条第七号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

9　この法律の施行の際現に存する社債券の記載事項については、なお従前の例による。

10　この法律の施行前に社債を発行した相互会社、社債管理者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新保険業法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

11　前条の規定による保険業法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第四十三条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「準用する会社法第三百六十一条第一項」の下に「（第二号から第五号までを除く。）」を加える。

第百六十二条第一項後段を削る。

第百九十七条第一項第七号中「同じ。）又は」を「同じ。）」に改め、「組織変更株式移転を」の下に「いう。以下この章において同じ。）又は組織変更株式交付（同法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付を」を加える。